

日医発第542号（保138）  
平成23年9月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

### 検査料の点数の取扱いについて

平成23年8月24日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査（1件）を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成23年9月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平23. 8. 31 保医発0831第7号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発0831第7号  
平成23年8月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(17)から(19)までを(18)から(20)までとし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 免疫グロブリン遊離L鎖 $\kappa/\lambda$ 比  
免疫グロブリン遊離L鎖 $\kappa/\lambda$ 比は、「21」のIgG4に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1                   医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査     D014 自己抗体検査         (1)～(16) (略)</p> <p>    <u>(17) 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比</u>         <u>免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比は、「21」のIg</u>         <u>G4に準じて算定する。</u></p> <p>    <u>(18)～(21)</u> (略)</p>	<p>別添1                   医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査     D014 自己抗体検査         (1)～(16) (略)</p> <p>    <u>(17)～(20)</u> (略)</p>

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 23 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 7 号 (平成 23 年 9 月 1 日適用)

<b>1. 免疫グロブリン遊離 L 鎖 <math>\kappa/\lambda</math> 比</b> 〔商品名〕 FREELITE $\kappa$ チェーン 及び FREELITE $\lambda$ チェーン (株式会社 医学生物学研究所)	
<b>区 分</b>	E 3 (新項目) (測定項目が新しい項目)
<b>測定方法</b>	ネフェロメトリー法
<b>主な測定目的</b>	血清中の免疫グロブリン遊離 L 鎖 $\kappa/\lambda$ 比の算出 (単クローン性ガンマグロブリン血症の診断補助)
<b>準用点数</b>	「D 0 1 4」自己抗体検査 「2 1」I g G 4 4 0 0 点
<b>関連する 留意事項の 改正</b>	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。 ----- 第 3 部 検査 <b>D 0 1 4 自己抗体検査</b> (1) ~ (16) (略) (17) <u>免疫グロブリン遊離 L 鎖 <math>\kappa/\lambda</math> 比</u> <u>免疫グロブリン遊離 L 鎖 <math>\kappa/\lambda</math> 比は、「21」の I g G 4 に準じて算定する。</u> (18) ~ (21) (略)

(日本医師会保険医療課)